

三重県公報 火、金曜日発行 昭和三十四年三月四日(當日が日曜日のときはその翌日) 明治二十五年第三種郵便物認可

# 三重県公報

号 外

昭和三十四年三月四日  
水曜日

## 目次

### 公安委告示

- 一 道路交通取締法による行政処分聴聞
- 一 自動車運転免許証及び原動機付自転車運転免許証の臨時検査

## 公安委告示

### ◎三重県公安委員会告示第九号

道路交通取締法(昭和二十二年法律第三百十号)第九条第六号並びに三重県自動車運転者等聴聞規則(昭和二十九年三重県公安委員会規則第六号)第二号第一項の規定に基き次のとおり自動車運転者の行政処分について聴聞を行う。

昭和三十四年三月四日

三重県公安委員会

### 一 被聴聞者

安芸郡芸濃町萩野七四四番地  
萩野 茂隆 昭和十年二月二十三日生  
北牟婁郡海山町船津一三六七番地  
直江 東 昭和四年一月十七日生

### 二 聴聞の期日

昭和三十四年三月十二日 午後二時

### 三 聴聞の場所

三重県警察本部内 三重県公安委員会室

### ◎三重県公安委員会告示第十号

道路交通取締法(昭和二十二年法律第三百十号)第九条第六号並びに三重県自動車運転者等聴聞規則(昭和二十九年三重県公安委員会規則第六号)第二号第一項の規定に基き次のとおり自動車運転者の行政処分について聴聞を行う。

昭和三十四年三月四日

三重県公安委員会

- 一 被聴聞者  
鈴鹿市南長太町一八一  
橋本 勇 昭和三年五月二十二日生
- 二 聴聞の期日  
昭和三十四年三月十二日 午後二時
- 三 聴聞の場所  
三重県警察本部内 三重県公安委員会室

◎三重県公安委員会告示第十一号

自動車運転免許証及び  
原動機付自転車運転免許証の臨時検査  
道路交通取締法施行令(昭和二十八年政令第二百六十一号)  
第五十八条の規定に基づき、次のとおり自動車運転免許証及び原  
動機付自転車運転免許証の臨時検査を行いますから、免許証又  
は許可証を提示して受検せられたい。  
なお、理由なく検査をうけないときは、免許又は許可を停止  
することがあります。

三重県公安委員会

- 一 検査の日時  
自 昭和三十四年三月十日  
至 昭和三十四年三月十九日

- 二 検査の場所  
員弁警察署
- 三 検査をうける者  
員弁警察署管内に居住する運転免許証又は運転許可証の所  
持者

購料 一月二一〇円、三月六ヶ月一、二五〇円、一年二、五〇〇円  
昭和三十四年三月四日印刷発行 津市栄町一丁目 三 重 県 庁